

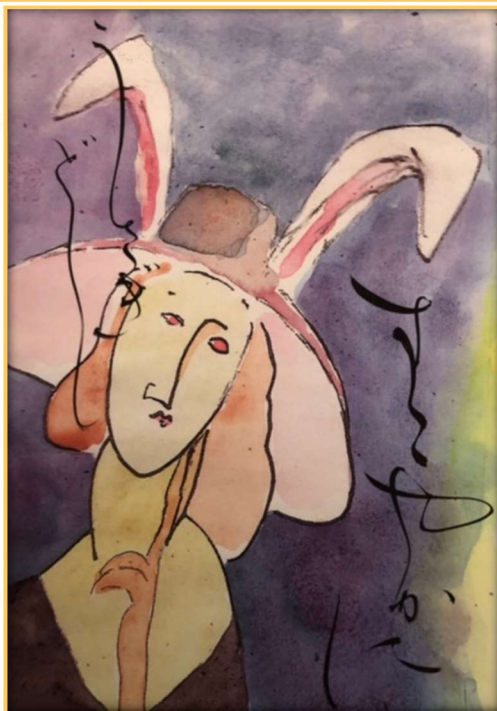
確定申告はお早めに！

# 龍野納税だより

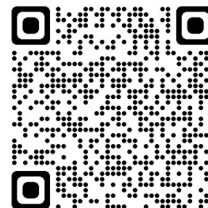
発行所  
 公益社団法人龍野納税協会  
 龍野納税貯蓄組合連合会  
 たつの市龍野町富永 702-1  
 TEL 0791-62-1700  
 協賛  
 龍野県税事務所



モディリアーニの春  
 今年は卯年 健やかに  
 飛躍の年になりますように  
 書・画 森 政信 氏



納税協会ホーム  
 ページは、お役  
 に立つ情報が  
 満載です！



## 申告・納税は e-Tax で手続きを!!



- ・ e-Taxを利用することで、自宅や事務所などから申告や納税などの手続きを行うことが可能です。
- ・ 自宅等からのe-Taxは、感染リスク軽減にも有効です。申告・納税は是非e-Taxで手続きをお願いします。

### e-Taxのメリット

#### (事業者の方)

- ・ データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。

#### (所得税の確定申告をされる方)

- ・ 令和3年分からスマホのカメラで源泉徴収票を自動入力するなど、確定申告書等作成コーナーが便利に。
- ・ マイナポータル連携をすることで、保険料控除やふるさと納税等の自動入力ができます。
- ・ 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。(おおむね3週間程度)

#### (納税証明書の交付を請求される方)

- ・ 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。(e-Tax : 370円 書面 : 400円)
- ・ 令和3年7月から始まった、PDFファイル形式の電子納税証明書は、何度でも何枚でも印刷できます。

令和4年分の  
 所得税及び復興特別  
 所得税の確定申告の  
 相談・申告書の受付は、

**2月16日(木)**

から

**3月15日(水)**

までです。

※「復興特別所得税額」  
 の記載漏れのないよう  
 ご注意ください。



大阪国税局・税務署

# 国 税 コ ー ナ ー

事務負担軽減?  
補助金も?

税負担軽減?

## インボイス制度、 支援措置があるって本当!?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。  
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

### 免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

### 既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

### 小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、  
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

**対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

**対象となる期間** 令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間  
※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象

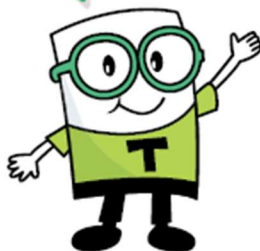
売上・収入を把握するだけで  
申告でき、経費等の集計は不要!  
事前の届出も不要!

**事例** 売上700万円(税額70万円) ※サービス業  
経費150万円(税額15万円)

実額計算の場合▶  
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶  
70万円 - 35万円※ = 35万円  
※70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!



# 国 税 コ ー ナ ー

## 小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乗せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

**対象** 小規模事業者

**補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内)※一部の類型は3/4以内

▶ **100~250万円**(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)

**補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



## 中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

**対象** 中小企業・小規模事業者等

**補助額** ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃

PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)

**補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



## 中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

**対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下  
または1年前の上半期(個人は1~6月)の  
課税売上が5千万円以下の方

**対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



## すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!

振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

**対象になる方** すべての方

**対象となる期間** 適用期限はありません。



## すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の  
内容



持続化補助金



IT導入補助金



インボイス制度  
特設サイト



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

**0120-205-553** フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※ 個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

その質問、  
チャットボットに  
相談しませんか？

**24時間**利用可能

※メンテナンス期間を除きます。



スマホでのご利用は  
こちらから▼



令和4年分に  
リニューアル！



税務職員ふたば

2023.1.4 Wed.  
**所得税の確定申告**

2023.1.30 Mon. Start  
**消費税の確定申告**

▼以下の項目についても公開中

**インボイス制度  
年末調整**

年末調整は  
**1/31**  
まで！

**パソコンでもご利用できます！**

こちらで検索▼

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002



国 税 コ ー ナ ー

# Step 1

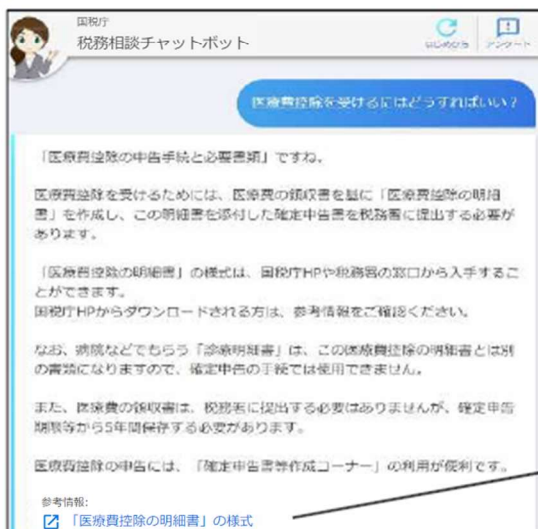
相談内容を選択



# Step 2

相談のしかたを選択

- ・メニューから選択
- ・文字で入力する



相談をすると…  
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、  
参考情報の[リンク](#)を  
クリック

- ・チャットボットは、AI（人工知能）が自動で回答するウェブサービスです。国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)からご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

# 国 税 口 十 一

## 令和4年分 確定申告 をされた方へ

**納付**  
される方へ

**申告所得税**  
及び復興特別所得税

**消費税及び  
地方消費税**  
(個人事業者)

**納 期 限**

令和5年

**3月15日** 水

**振 替 日**  
(振替納税をご利用の方)

令和5年

**4月24日** 月

令和5年

**3月31日** 金

令和5年

**4月27日** 木

振替納税をご利用でない方

申告書の提出後に、納付書の送付やお知らせ等はありません。

納税は簡単・便利な振替納税又はその他の納付方法(※)で納期限までに納付してください。

振替納税をご利用の方

事前に預貯金口座の残高をご確認ください。

※ 残高不足等で振替納税できなかった場合は、納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

**還付**  
の方へ

還付金のお支払いは申告書を提出されてから、1か月から1か月半程度時間がかかる場合があります。あらかじめご了承ください。



国税庁 e-Tax  
キャラクター

納税は簡単・便利な

**振替納税(口座振替)で!**

- 振替日に預貯金口座からの引落としにより自動的に納付ができます。
- 現金を持参する必要がなく安全です。
- 一度手続をすれば、翌年以降も継続して利用できます。

**振替納税を始めるには**

「振替依頼書」を納期限までに送信いただくだけです(初回のみ)。

振替依頼書は、スマホやパソコンから押印なしにオンラインで送信できます。

※ PCでの提出は、<https://www.e-tax.nta.go.jp> からアクセスできます。

※ 「振替依頼書」を所轄の税務署に書面で提出することも可能です。



スマホからの提出はこちら



入力要領はこちら

※ その他の納付方法に、ダイレクト納付やクレジットカード納付、インターネットバンキング等による納付、スマホアプリ納付などがあります。詳しくは国税庁ホームページの「国税の納付手続」をご覧ください。

国税 納付手続

検索



# 国 税

**ご利用手順-直接アクセスする場合-**

1 国税庁ホームページから決済専用サイトへアクセス  
下記QRコードよりアクセスした場合は図へ遷移

2 注意事項を確認したらチェックを入れ、「次へ」を選択

3 利用するPay払いを選択し、「次へ」を選択

4 e-Taxの受通知(納付区分番号通知)からアクセスされる場合は、下記手順の図と図の输入の必要はありません。

5 納付する税目や税額などを入力し、「次へ」を選択

6 入力内容を確認し、「納付」を選択 → Pay払いで支払手続が完了すると図へ遷移

7 納付内容(PDF)データを取得する場合は「納付内容をダウンロード」を選択(※6)

8 (参考)でダウンロードを選択した場合、納付情報が表示されたページをダウンロードできます。

※6 スマホアプリ納付の納付内容を確認することはできませんので、ダウンロードをお勧めします。

「QRコード」は株式会社ソニーエージェンシーの登録商標です。

**△フィッシング詐欺にご注意ください!**

国税スマートフォン決済専用サイトへアクセスする際は、国税庁ホームページの「税の情報・手続・用紙・納税・納税証明書手続」>「国税の納付手続」>「スマホアプリ納付」からアクセスしてください。



「こちらからもアクセスできます」

New!

## 国税の納付はスマホアプリ納付で!

**スマホアプリ納付とは?**

スマートフォン決済専用のWebサイト(国税スマートフォン決済専用サイト)から、Pay払いを選択して納付する手続です。

決済専用サイトに直接アクセスして納付できます。(※1)

なお、e-Taxで申告データを送信後、受信通知(納付区分番号通知)から決済専用サイトにアクセスして納付することもできます。

- ✔ 全ての税目で納付可能! (※2)
- ✔ 事前の届出不要!
- ✔ いつでも、どこでも納付可能! (※3)
- ✔ 決済手数料なし! (※4)

※1 源泉所得税及び復興特別所得税(自主納付分)は、e-Taxで徴収高計算書データを送信後、受信通知から納付を行う場合のみ可能

※2 印紙の貼付けを必要とする自動車重量税、登録免許税(いずれも強制徴収分以外)は利用できません。

※3 各決済アプリのシステムメンテナンスにより利用できない時間帯があります。

※4 ご利用にかかる通信料は自己負担となります。

**利用可能なスマホアプリ決済**

PayPay d払い au PAY

LINE Pay Pay amazon pay

- ご利用に当たっての注意事項**
- 税務署や金融機関、コンビニの窓口で利用できません。
  - 領収書は発行されません。
  - アカウント残高を利用した支払方法のみ利用可能なため、事前に利用するPay払いへのアカウント登録及び残高へのチャージが必要です。
  - 一度の納付での利用上限金額は30万円です。(※5)
- ※5 利用するPay払いで設定された上限金額により、利用可能な金額が制限される場合があります。

# 国 税 コ ー ナ ー

## ご存じですか？ 電子取引データの保存方法

令和6年1月以降、**全ての事業者は、電子取引データをデータのまま保存することが義務化**されます（※ 申告所得税・法人税に限る）



※ 令和5年12月31日までにを行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えないこととされています（事前申請等は不要）。

### 保存すべき電子データとは？

- ◆ 紙でやりとりしていた場合に保存が必要な情報が含まれる電子データ  
 (例) 請求書、領収書、契約書、見積書など  
 ※ 受け取った場合だけでなく、送った場合についても保存が必要です。

### まずは、身近に電子データがないかチェックしましょう！

- ◆ 仕入や経費の精算を以下の方法で行っている。
  - 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
  - インターネットのHPからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を利用
  - クレジットカードの利用明細データ、交通系ICカードによる支払データ、スマートフォンアプリによる決済データ等を活用したクラウドサービスを利用
  - 従業員が立替払いした経費の領収書を電子データで受領
- ◆ 売上や収入の請求を以下の方法で行っている。
  - 電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を送付
  - 自社のインターネットHPから請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を送付



いずれかにがついた場合には、その電子データについて  
**次の要件を満たした上で保存することが必要です。**

- ① 改ざん防止のための措置をとる
- ② 「日付・取引先・金額」で検索できるようにする  
 ※ 2年(期)前の売上高が1,000万円以下であって、税務調査の際にデータのダウンロードの求め（税務職員への提示等）に対応できる場合には、検索機能の確保は不要です。
- ③ ディスプレイ・プリンタ等を備え付ける 具体的には次頁をご覧ください





# 国 税 コ ー ナ

## ① 改ざん防止のための措置とは？

◆ 次の1～4の**いずれかの対応**が必要です。

- 1 タイムスタンプが付与されたデータを受け取る
- 2 受け取ったデータにタイムスタンプを付与する
- 3 履歴が残るシステム又は訂正削除ができないシステムでデータを授受・保存する
- 4 **改ざん防止に関する事務処理規程を作成し運用する**

※ システム費用等をかけずに導入できる「改ざん防止に関する事務処理規程」については、[国税庁HPでサンプルを掲載しています](#)ので、ひな形としてご活用ください。

国税庁HPはこちら→



## ② 検索機能を確保する簡易な方法とは？

◆ 専用システムや会計ソフト等を導入せずとも、「**日付・取引先・金額**」で検索できる次の**いずれかの方法**でも、検索機能を確保していることになります。

### 1 表計算ソフト等で索引簿を作成する方法

表計算ソフト等で「**日付・取引先・金額**」を入力し、索引簿を作成しておくことで表計算ソフト等の機能を使って検索する方法

連番	日付	金額	取引先	備考
1	20220118	100000	A社	請求書
2	20220124	200000	B社	契約書
3	20220201	100000	A社	領収書
⋮				
50	20221231	500000	C社	請求書

### 2 規則的なファイル名を付す方法

データのファイル名に規則性をもって「**日付・取引先・金額**」を入力し、特定のフォルダに集約しておくことで、フォルダの検索機能が活用できるようにする方法

(例)  
2022年1月31日に、(株)AからPDFファイルで受け取った100,000円の請求書なら、「20220131\_(株)A\_100000」



税務調査の際に、税務職員からデータのダウンロードの求めがあった場合は、上記の対応するデータファイルを提出して下さい。

## 保存要件が大きく緩和されました！ 併せて導入をご検討ください！

### 電子帳簿等保存

一定の要件を満たした優良な電子帳簿の備付け及び保存をすることで、**過少申告加算税の軽減措置**や所得税の**青色申告特別控除(65万円)**の適用を受けることができます。



### スキャナ保存

一定の要件を満たすことで紙の請求書、領収書やレシート等をスキャナまたはスマホのカメラ機能で電子データ化し保存することができます。



電子帳簿等保存制度について、より詳しい情報を知りたい方は、

**国税庁HP**をご確認ください。

国税庁HPはこちら→

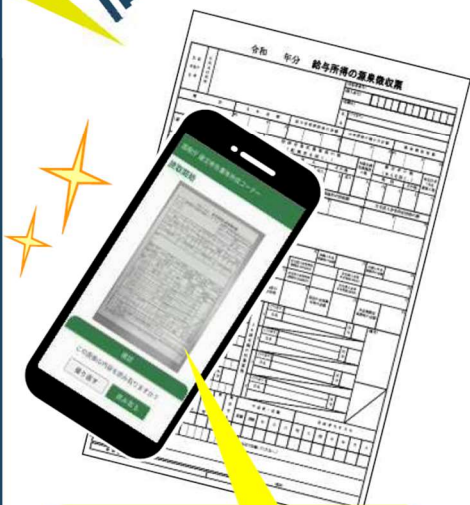


国 税 コ ー ナ ー

# 自宅から スマホで申告

## してみませんか？

簡単・便利



スマホカメラで源泉徴収票を読み取りできます！

### ご自宅で

確定申告期間は24時間いつでも利用可能  
※メンテナンス時間を除く

### 専用画面

スマホ専用画面で見やすく操作が簡単

### 自動計算

画面の案内に沿って入力するだけ

### 添付書類不要

書類の記載内容を入力・送信することで添付省略  
※一部の書類は除く

### 持参・印刷・郵送不要

税務署への持参が不要  
印刷・郵送代が不要

### 早期還付

還付金の振込みが早い

※2月末までに提出した場合に2~3週間程度で還付  
(書面提出の場合は4~6週間程度で還付)

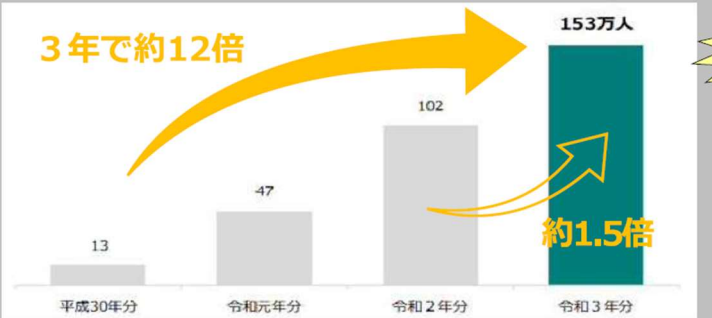
### NEW 令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に！

- ・青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- ・マイナンバーカードの読取回数が削減 ※

※過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等の一定の条件を満たしている場合



3年で約12倍



スマホ申告増加



全国で **153万人** が、**自宅からスマホ** を使って**e-Tax** で申告

詳しくは次頁をご覧ください!!





# 国 税 庁 コ ー ナ ー

## 申告書の作成・送信は **自宅**で **国税庁ホームページ**から!

### STEP1. 「国税庁ホームページ」へアクセス

作成コーナー

【確定申告書等作成コーナー】

作成開始!

### STEP2. 画面の案内に従って入力→自動計算!

スマホなら、カメラで「給与所得の源泉徴収票」を読み取って自動入力!

給与所得がある方の例

### STEP3. 申告書をデータ送信

おすすめ **マイナンバーカード**をお持ちの方

マイナンバーカード

マイナンバーカード 読取対応のスマホ

さらに

マイナポータル連携なら……  
各種控除証明書等のデータを一括取得し、確定申告書の該当項目に自動入力できます。

国税庁HP  
「マイナポータル連携特設ページ」  
はこちら

※ パソコンの場合ICカードリーダーでも可

**ID・パスワード**をお持ちの方

事前発行の ID・パスワード

重要書類

ID・パスワード方式の届出完了通知

ID-PW

見本

ID・パスワード方式の届出を確認!  
※申告書の控えと一緒に保管されている場合があります。

※ ID・パスワード方式は暫定的な対応です。  
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面とは異なる場合があります。

国 税 コ ー ナ ー

# ▶ スマホ申告マニュアル

マイナンバーカード方式で送信する場合

マイナンバーカードと読み取り対応スマホをご用意ください。

ID・パスワード方式で送信する場合

ID・パスワードとスマホをご用意ください。

※ID・パスワード方式は暫定的な対応です。お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

## ！はじめに

このマニュアルは、**スマホ専用画面の操作手順**です。  
(専用画面に対応していない申告内容の場合、パソコン用画面に切り替わりますが、引き続きスマホで申告書の作成ができます。)

## 推奨ブラウザ

利用可能ブラウザは以下のとおりです。



※左記以外のブラウザでは、**確定申告書等作成コーナー**をご利用いただけません。

※ブラウザのバージョンによって、ご利用いただけない場合があります。

## 作成ステップ

申告書の完成までは、次の**6つのステップ**があります。

- ①申告準備 ▶ ②収入等入力 ▶ ③控除等入力 ▶ ④その他入力 ▶ ⑤送信 ▶ ⑥データ保存等

## ① 申告準備

※ 決算書または収支内訳書の作成が必要な方は、**[① 申告準備]**に替えて、「**決算書等入力マニュアル**」をご覧ください。

「**確定申告書等作成コーナー**」にアクセスします。

**申告会場**で申告される方  
会場に掲示されているQRコードからアクセス！  
ここからアクセス  
QRコードリーダーアプリで読み取り後、推奨ブラウザからアクセスして下さい。

**自宅等**で申告される方  
推奨ブラウザを開いて、「作成コーナー」で検索！  
作成コーナー 検索  
決算書・収支内訳書を作成する方はここをタップします。※決算書等入力マニュアルをご覧ください。

作成する年分、提出方法を選択して「次へ」をタップします。

作成開始をタップします。

所得税をタップします。

申告する収入をタップします。

申告する収入をすべてタップしたら、確定をタップします。

はい・いいえをタップし、質問に回答します。

次へ進みます。

※申告内容によって表示画面が異なる場合があります。  
※ご利用には別途通信料がかかります。  
※このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。  
・iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。  
・Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。  
・QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。



# 国 税 コ ー ナ ー

マイナンバーカードの読み取り

マイナンバーカード方式の場合  
ID・パスワード方式の場合

【マイナンバーカード方式の場合】 カードを読み取ります。

マイナポータルAPのインストールが必要です。

パスワードを入力

読み取り開始をタップ

※パスワードはマイナンバーカードを受け取った際に設定されたものです。  
※パスワードを3回連続で間違えるとロックされ、市区町村でパスワード初期化手続きが必要となります。ご注意ください。

ID・パスワードの入力

【ID・パスワード方式の場合】 ID・パスワードを入力します。

(注) 既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されていますのでご確認ください。

② 収入等入力

画面の案内に従って、源泉徴収票等から金額等を入力していきます。

該当項目を入力

スマホのカメラで源泉徴収票を読み取れます！

スマホのカメラで給与所得の源泉徴収票を撮影することで、その記載内容を読み取って自動入力することができます。

こちらです！

決算書・収支内訳書が作成できます！ [NEW]

令和4年分の確定申告から、決算書・収支内訳書をスマホで作成できるようになりました。

# 国 税 コ ー ナ ー

### ③ 控除等入力

### ④ その他入力

マイナンバーカード方式の場合  
ID・パスワード方式の場合

画面の案内に従って、控除証明書等から金額等を入力していきます。

該当項目を入力



住民税等に関する事項を入力



計算結果が表示されます。



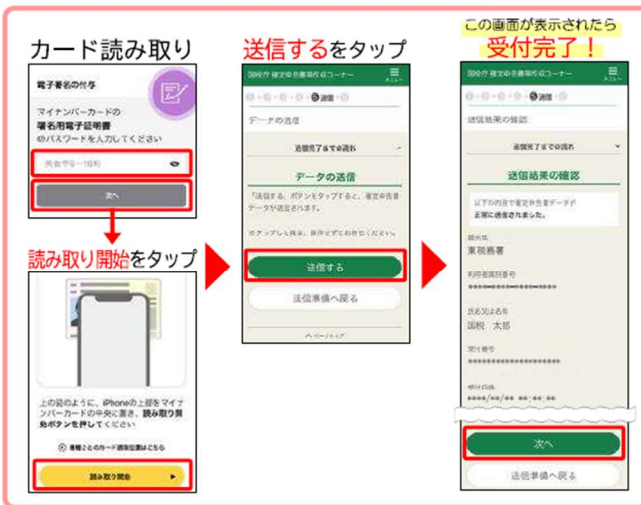
- ✓ 納付の場合は納付方法、還付の場合は還付先口座等を入力します。
- ✓ マイナンバーの入力もお忘れなく！

### ⑤ 送信

マイナンバーカードの読み取り

申告内容を確認し、データを送信します。

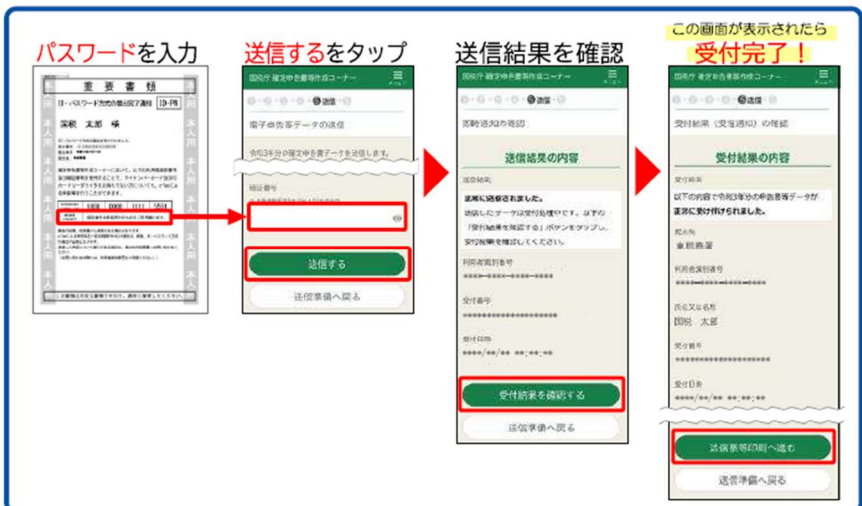
[マイナンバーカード方式の場合] カードを読み取ります。<sup>\*</sup>



<sup>\*</sup>マイナンバーカード方式で申告したことがある方については、この読み取り作業は不要です。

パスワードの入力

[ID・パスワード方式の場合] パスワードを入力します。





# 国 税 コ ナ

## ⑥ データ保存等

送信が終わったら、申告データを保存します。

マイナンバーカード方式の場合  
ID・パスワード方式の場合



※申告書等送信票（兼送付書）の「別途提出」欄に○印のある書類は、提出が必要です。

終了！

お疲れさまでした！

## ▶ 保存した申告データを開覧する

### iPhone/iPad

『ブック』アプリを起動し、ライブラリから確認できます。



『ファイル』アプリを起動し、「ブラウズ」から保存先をタップすることで確認できます。

(※下図は「このiPhone内」に保存した例)



### Android

Chromeでインターネット（任意のページでOK）を開いて、①～③の手順で確認できます。



## ▶ 保存した申告データの印刷

### 自宅で印刷

スマホからBluetoothなどを利用して、プリンタにPDFファイルをデータ送信して印刷



### コンビニエンスストア等で印刷

コンビニエンスストア等の有料プリントサービスを利用して印刷



## ▶ 動画で見る確定申告

スマホによる申告書の作成手順について、より詳しく知りたい場合は、国税庁ホームページ「動画で見る確定申告」からご覧いただけます。

国税庁動画チャンネル **NTA**.ch



# 国 税 コ ー ナ ー

## ▶ 決算書等入力マニュアル

### ① 申告準備

「**確定申告書等作成コーナー**」にアクセスし、「**決算書・収支内訳書 (+ 所得税)**」を選択します。質問に回答し、「**次へ**」ボタンをタップして準備を進めていきます。



### [マイナンバーカード方式の場合]

マイナポータルAPのインストールが必要です。

**Android iPhone**  
マイポータルAP

パスワードを入力

読み取り開始をタップ

※パスワードはマイナンバーカードを受け取った際に設定されたものです。  
※パスワードを3回連続で間違えると、ロックされ、市区町村でパスワードの初期化手続きが必要となります。ご注意ください。

### [ID・パスワード方式の場合]

ID・パスワードを入力

ID・パスワード方式の届出完了通知

※既にID・パスワード方式の届出が完了している場合は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますのでご確認ください。

### 作成する決算書・収支内訳書と、その種類を選択します。



※税務署から青色申告の承認を受けている方は「**青色申告決算書**」を、それ以外の方は「**収支内訳書**」を選択します。

「**青色申告決算書**」の作成は17ページを、「**収支内訳書**」の作成は18ページをご覧ください

※**入力の途中で決算書・収支内訳書の種類を変更する場合は、入力内容が削除されますので、正しく選択して下さい。**

※このマニュアルでは、「**営業等所得がある方**」を例に説明しています。

※申告内容によって表示画面が異なる場合があります。  
 ※ご利用には別途通信料がかかります。  
 ※このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。

• iPhone、Safariの名称及びそのロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。  
 • iPhoneの商標は、アイホン株式会社の子会社に基づき使用されています。  
 • Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

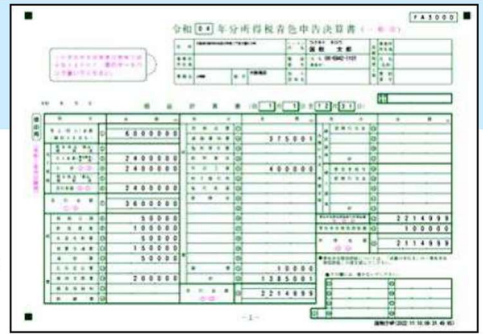


国 税 コ ー ナ ー

# ↓ 青色申告決算書の方

## ② 決算書等の作成

「売上（収入）金額の合計」をタップし、売上（収入）金額と仕入金額を入力します。

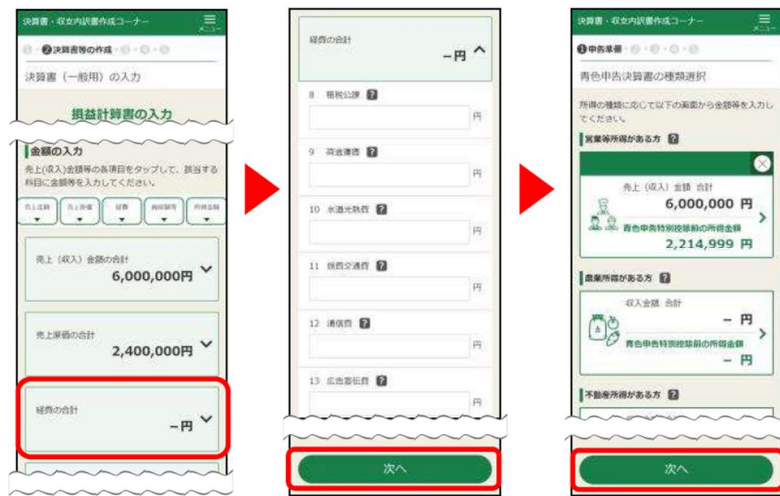


売上（収入）金額と仕入金額は、月別に金額を入力し、入力が終わったら「次へ」をタップします。

※ 売上金額は合計金額を入力することもできます。

売上(収入)金額と売上原価が入力されました。

「経費の合計」をタップすると、内訳が表示されるので、該当項目を入力します。



経費の入力が終了すると、「売上（収入）金額の合計」と「青色申告特別控除前の所得金額」が表示されます。

他の種類（農業、不動産など）の決算書も作成する場合には、該当する所得をタップして作成します。

入力が終了したら「次へ」をタップします。

青色申告特別控除の内容を入力し、所得金額を確認します。



一読して「閉じる」をタップします。

質問に回答して「次へ」をタップします。

内容を確認しながら下へスクロールします。

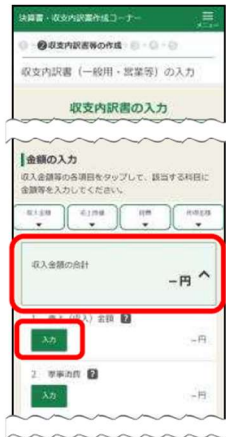
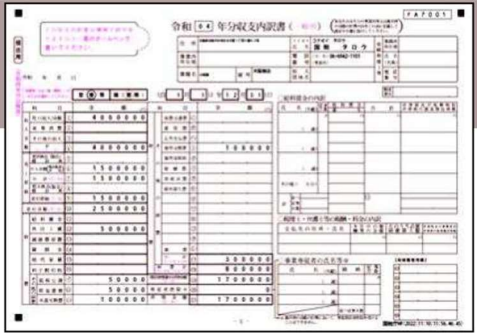
確認が終われば「次へ」をタップします。

国 税 コ ー ナ ー

# ↓ 収支内訳書の方

## ② 収支内訳書等の作成

「収入金額の合計」をタップし、売上（収入）金額等を入力します。



売上先名を2か所以上入力する場合は⊕マークをタップします。

入力が終われば「次へ」をタップします。

「売上原価の合計」をタップし、仕入金額等を入力します。



仕入先名を2か所以上入力する場合は⊕マークをタップします。

入力が終われば「次へ」をタップします。

「経費の合計」をタップすると、内訳が表示されるので、該当項目を入力します。



経費の入力が終了すると、「売上（収入）金額の合計」と「専従者控除前の所得金額」が表示されます。

他の種類（農業、不動産など）の決算書も作成する場合には、該当する所得をタップして作成します。

入力が終われば「次へ」をタップします。

入力金額を確認した後、「次へ」をタップします。



# 国 税 コ ー ナ ー

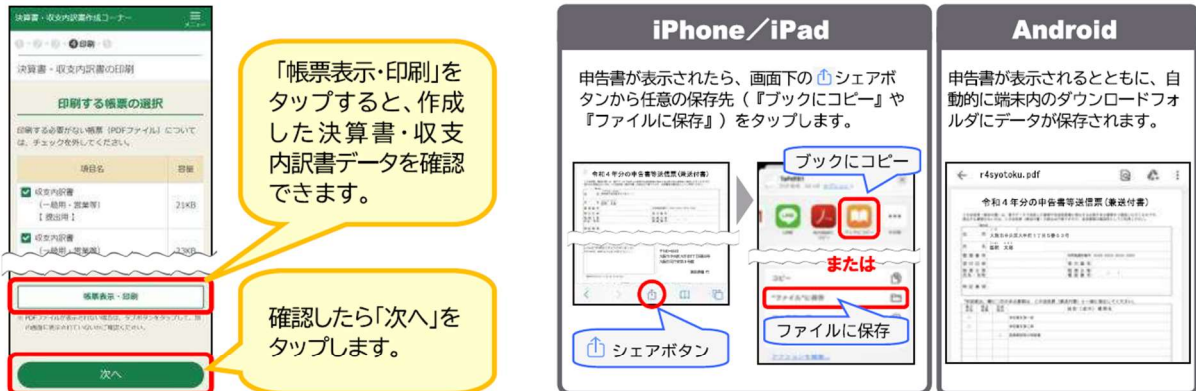
## ③ 住所等入力

住所・氏名等を入力します。  
郵便番号を入力すると、住所の一部や提出する税務署等が自動入力されます。



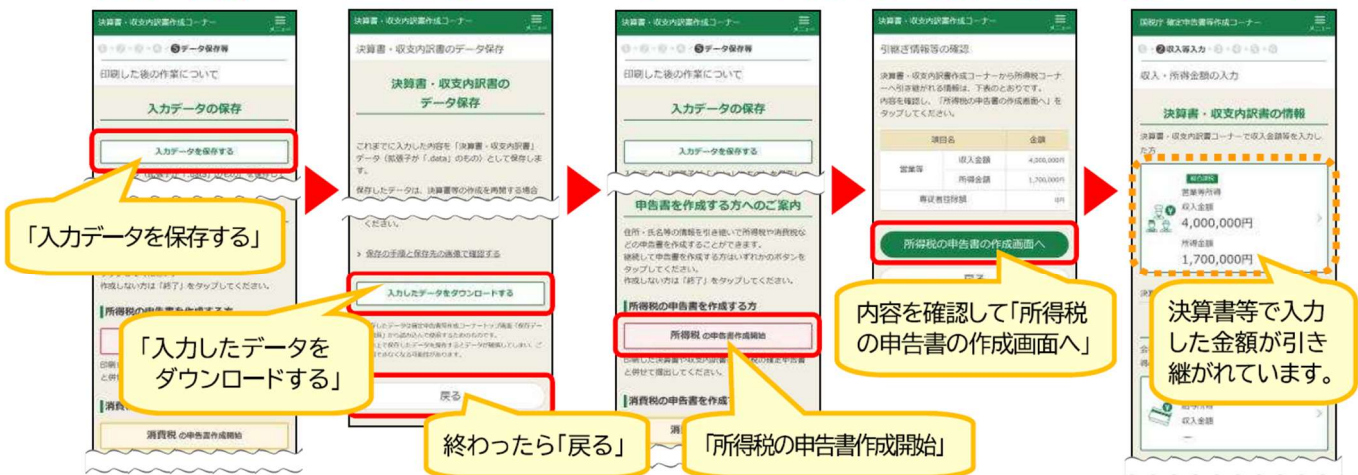
## ④ 決算書等の印刷（保存）

作成した決算書データ（PDF）を確認し、保存します。



## ⑤ データ保存等

入力データを保存し、引き続き所得税の申告書を作成します。  
以降の操作は「スマホ申告マニュアル」の「2. 収入等入力」以降をご覧ください。



# 令和4年分 確定申告

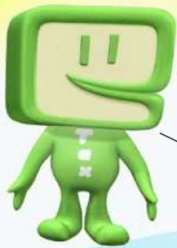
## 土地等譲渡所得\*

※ 土地や建物などの分離譲渡のほか、金地金などの総合譲渡や山林所得も含まれます。

## 贈与税の相談は

# 1日おき

# の対応となります！



ご理解とご協力をお願いします。

◎ 相談日程 (○ …相談日)  
【令和5年】

### 会 場

龍野税務署  
確定申告会場

相談受付は  
16時までです

月	火	水	木	金
			<del>2/16</del>	17
<del>20</del>	21	<del>22</del>	23 (祝日)	24
<del>27</del>	28	<del>3/1</del>	2	<del>3</del>
6	<del>7</del>	8	<del>9</del>	10
<del>13</del>	14	15		

龍野税務署

※ この文書による行政指導の責任者は税務署長です。

ご来場に当たっての留意事項や必要書類は次頁をご覧ください



## 国 税 コ ー ナ ー

## ■ 確定申告会場ご来場の際の留意事項

- ✓ 会場の混雑緩和のため、確定申告会場への入場には「**入場整理券**」が必要です。  
入場整理券は、各会場で当日配付しますが、LINEを通じたオンライン事前発行も可能です。
- ✓ 来場者数によっては、**早めに相談受付を終了**する場合があります。
- ✓ ご来場の際は、**マスクの着用**をお願いします。マスクを着用されていない場合、入場をお断りすることがあります。
- ✓ 発熱等の症状のある方や、体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ✓ ボールペンなどの筆記用具・計算器具類はご持参ください。
- ✓ 土地等譲渡所得及び贈与税の相談日以外に来場された場合、対応できないことがあります。

## ■ 相談の際にご持参いただきたい書類等

### ◎ 土地等譲渡所得のご相談

- 1 譲渡した資産の物件や譲渡価額などが分かる書類一式（売買契約書など）
- 2 譲渡した資産の購入価額や購入時期などが分かる書類一式（同上）
- 3 購入した時、譲渡した時に支払った費用が分かる書類一式（仲介手数料、登記費用の領収書など）
- 4 給与(年金)所得など他の所得がある方は、給与(年金)所得の源泉徴収票などの書類
- 5 各種所得控除等（社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除など）の支払いを証する書類
- 6 本人確認書類（マイナンバーカード等）
- 7 利用者識別番号が分かるもの（該当する方のみ）

### ◎ 贈与税のご相談

- 1 取得した財産が分かる書類（贈与契約書、登記事項証明書など）
- 2 取得した財産の評価に当たって必要な書類として、例えば次のような書類
  - ① 土地等（路線価方式で評価する場合）
    - イ 実測図又は公図の写しなど、土地の形状、奥行距離、間口距離などが分かる書類
    - ロ 贈与契約書、登記事項証明書など土地の所在、面積、持分が分かる書類
  - ② 土地等（倍率方式で評価する場合）
    - イ 固定資産税評価証明書など贈与を受けた年分の固定資産税評価額が分かる書類
    - ロ 贈与契約書、登記事項証明書など土地の所在、面積、持分が分かる書類
  - ③ 家屋・建物  
固定資産税評価証明書など贈与を受けた年分の固定資産税評価額が分かる書類
- 3 本人確認書類（マイナンバーカードなど）
- 4 利用者識別番号が分かるもの（該当する方のみ）

※ 土地等譲渡所得及び贈与税の各種特例を受けるためには、要件を満たすことを証する書類の添付が必要となる場合があります。詳しくは、国税庁HPをご覧ください。税務署にお尋ねください。

県 税 コ ー ナ ー

個人事業税の申告について

♪確定申告書第二表「事業税に関する事項」欄の記載をお願いします♪

個人事業税が課税になる事業所得などがある方は、  
該当項目があれば必ず記入してください！

※該当するにもかかわらず申告  
及び記載がない場合は、  
事業税の各種控除が受けられ  
ませんのでご注意ください。



○ 所得の内訳 (所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

Table with 4 columns: 所得の種類, 種目, 給与などの支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等, 収入金額, 源泉徴収税額. Includes a total row for 源泉徴収税額の合計額.

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項 (⑩)

Table with 4 columns: 所得の種類, 収入金額, 必要経費等, 差引金額.

○ 住民税・事業税に関する事項

Main tax form table with multiple columns for 住民税 (Resident Tax) and 事業税 (Business Tax) details, including income types, deductions, and personal information.

③ ② ④ ① ⑤

記載上の留意点

- ① 所得税で青色事業専従者とせず配偶者控除等の対象とした人で、その事業に従事し、給与の支払いが実際にある場合は、事業税では事業専従者にできますので、記載してください。
- ② 社会保険診療報酬等に係る所得がある場合は、「所得金額」欄に社会保険診療分の収入金額を記載してください。(県税事務所において所得金額を計算します。)
- ③ 不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額を記載してください。

- ④ 事業税が課税される事業に使用していた機械、車両等の事業用資産を、その事業に使用しなくなってから1年以内に譲渡した場合で譲渡損失額があれば、記載してください。

- ⑤ 令和4年の途中で開業または廃業した場合は、その月日を記載してください。

【お問合せ先】

龍野県税事務所課税第1課 TEL 0791 (63) 5670



納税協会へご加入を

龍野納税協会にご入会されますと  
こんなメリットがあります！

色々な特典があります

簡単な青色帳簿・  
会計ソフト・  
税務参考図書を  
割引販売します

是非ご入会  
ください！

無料です

記帳説明会・改正法  
人税法等説明会・  
研修会・講演等を  
開催しています

税に関する  
最新情報や  
お得な情報が  
メールマガジンで  
受けられます

異業種の経営者との交  
流で経営のヒントが！

税金に関する  
一般相談が  
無料で  
受けられます

経営者大型保障制度  
福祉制度の充実  
生命保険・  
損害保険の  
団体割引があります

企業の若い担い  
手を中心とした  
青年部会で  
ビジネスチャンス  
拡大を図れます



龍野納税協会

青年部会活動報告

租税教室開催

令和4年11月14日から令和5年1月17日にかけて、たつの市立揖西東・新宮・神部小  
学校、太子町立石海小学校の6年生を対象とした租税教室を実施しました。  
講師は、青年部会の土井和行部会長（土井板金工業）にいただきました。  
1億円の模擬紙幣を見せながらの説明に、子供達の目が輝いていました。



1月17日神部小学校(土井氏)

「龍野納税だより」令和4年12月12日第129号に掲載しました次の記事におきまして、誤りがありました。  
■5頁☆小学生のポスターの部  
◎揖龍・宍粟租税教室推進協議会賞「佳作」受賞者ご氏名  
（正）三木 心葵 さん  
（誤）三木 心愛 さん  
関係各位に御迷惑をお掛けしましたこととお詫びするとともに、ここに訂正させていただきます。

# 正しい申告と納税は市民社会のルールです

## 納税協会からのお知らせ

### 納税協会推奨ソフト等のバージョンアップについて

納税協会では、税に関する次のような商品をお取り扱いしております。ソフトには、納税協会会員様専用サポートなど色々な特典をご用意しております。お気軽におたずねください。

(注) 22シリーズの発売時点では、インボイス制度には対応しておりませんが、22シリーズをお持ちの会員様であれば2023年3月頃にインボイス制度対応に関するプログラムが無償アップデートにて提供されます。※「22シリーズ」は、インボイス制度対応ソフトとしてご認識ください。



#### 会計王 22

定 価 44,000 円(税込)  
 会員特価 30,800 円(税込)  
 会 員 外 33,000 円(税込)

#### みんなの青色申告 22

定 価 10,780 円(税込)  
 会員特価 7,590 円(税込)  
 会 員 外 8,250 円(税込)

#### 給料王 22

定 価 44,000 円(税込)  
 会員特価 30,800 円(税込)  
 会 員 外 33,000 円(税込)

## 税務関係図書

### ◎ 新・くらしの税金百科 2022▶2023

身近な税情報をマンガと図解で見やすくわかりやすく解説した、みんなの税金入門書です。是非お手元に！

好評発売中！

定 価 1,980 円(税込)

会員特価 1,540 円(税込)



### ◎ 所得税の確定申告の手引

申告書に沿って、税法・通達改正等を織り込み、所得の種類別にその計算方法から、実際の確定申告書の書き方までを体系的にわかりやすく解説されております。

定 価 2,420 円(税込)

会員価格 2,170 円(税込)

## 納税協会メールマガジン 毎月好評配信中！

無料

納税協会では、会員のみならず、役立つ情報と税のトピックスなどをお届けする、「納税協会メールマガジン」を毎月1回配信しています。

### できる社長さんの基礎知識 ニューノーマルの仕事術

コロナ禍によって出現した新しい仕事のやり方や社会の変化を取り上げ、上手なつきあい方を分析して、解説します。

例：「成功するリモート会議術」「変わる消費者の心理と行動」「マスク越しの接客・営業術」

### 会社税務の基本とポイント

法人における税務（法人税、消費税、源泉所得税など）の基本的な事柄や最新改正情報などを、ポイントを絞ってやさしく解説します。

例：「交際費課税のポイント」「役員給与の取扱い」など

### 1 納税協会ホームページで配信登録

- ① 納税協会ホームページアクセス  
<https://www.nouzeikyokai.or.jp/>
- ② トップページ下部  
「メールマガジン好評配信中!!」をクリック
- ③ 表示されたページの下部  
「メールマガジン配信登録フォーム」に所要事項を入力して送信

☆登録はカンタン

### 2 電子メールで配信登録

- 件名を「メールマガジン配信希望」として
- ① お名前
  - ② 会社名（事業所名）
  - ③ 役 職
  - ④ ご所属の納税協会名
  - ⑤ 配信希望のアドレス
- を入力いただき、[info@nouzeikyokai.or.jp](mailto:info@nouzeikyokai.or.jp)に電子メールを送信

登録後、翌月号からメールマガジンを配信します。なお、登録いただいた個人情報は、メールマガジンの配信及び管理にのみ使用します。

納税協会 検索



詳しくは、こちら



[https://www.nouzeikyokai.or.jp/check\\_sheet/](https://www.nouzeikyokai.or.jp/check_sheet/)

納税協会では、企業の税務コンプライアンス向上のために、「自主点検チェックシート・自主点検ガイドブック」を活用した企業による自主点検を推奨しています。